

令和7年7月17日

山口県内のタクシー運賃改定の要請がありました

令和7年7月15日、山口地区（旧山口県地区）において、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃変更（運賃改定）を求める要請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、本要請の日から、山口地区にある他の事業者からのさらなる運賃改定の要請について3ヶ月の受付期間を経た後、要請書を提出した事業者の合計車両数が、運賃適用地域内の法人事業者全体の車両数の5割を超えた場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 要請概要

(1) 要請者

法人名：宇部構内タクシー株式会社

住 所：山口県宇部市明神町三丁目1番29号

(2) 要請理由

経営の健全化、労働条件の改善を図るため

(3) 公定幅運賃変更の内容（※普通車要請分）

車種	初乗距離・運賃		加算距離・運賃		時間制(30分毎)	
	現行	要請	現行	要請	現行	要請
普通	1,255m 680円	1,200m 700円	245m 80円	270m 100円	3,100円	3,700円

2. 要請受付期間

令和7年7月15日 ～ 令和7年10月14日

3. 山口地区における法人事業者数及び車両数（令和7年7月14日現在）

- 95 事業者（福祉輸送限定事業者を除く。）
- 1,961 両（福祉輸送限定車両を除く。）

4. 直近の運賃改定状況

前回改定：令和5年8月1日実施

【問合せ先】

自動車交通部旅客第二課 (082-228-3450) 担当：鬼村・小林
山口運輸支局輸送・監査担当 (083-922-5336) 担当：寺崎・岩永